

第15回

国民年金保険料の免除と猶予

本連載では、年金制度の現状、課題と将来像について、制度の理念や根底の考え方に立ち戻りつつ、わかりやすく説明し、皆さんと一緒に考えていきます。今回は、国民年金保険料の免除と猶予の仕組みについて解説します。

1 申請全額免除、申請一部免除、法定免除

我が国では、「国民皆年金」の理念の下で、20

歳以上60歳未満の全員が被保険者です。厚生年金の被保険者とその被扶養配偶者以外は、国民年金第1号被保険者であり、保険料が定額制で、無所得者・低所得者も多く、しかも義務加入であることから、保険料が免除や猶予されたり、後で追納できたりする仕組みがあります。

「申請免除」には、所得に応じた多段階免除の仕組みがあり、全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除があります。1級または2級の障害基礎年金または障害厚生年金の受給権者であるときや、生活保護法の生活扶助を受けているとき等は、「法定免除」により全額免除です。

免除を受けた場合の老齢基礎年金の給付割合は、保険料納付分と、免除分に国庫負担率1/2を乗じた分（特別国庫負担）が給付に結びつくので、全額免除は1/2給付、3/4免除は5/8給付、半額免除は3/4給付、1/4免除は7/8給付です。ただし、基礎年金の国庫負担率が1/3であった平成20年度までの期間については、保険料納付分と、免除分に当時の

国庫負担率1/3を乗じた分が給付に結びつくので、給付割合は、全額免除は1/3給付、3/4免除は1/2給付、半額免除は2/3給付、1/4免除は5/6給付です。

「申請免除」は、被保険者本人だけでなく、連帯納付義務者である世帯主や配偶者の所得も、前年の所得が所得基準以下であることが要件です。ただし、申請全額免除は、災害、失業等により、保険料を納付することが著しく困難な場合も対象です。

申請免除の期間は、申請日の翌年の6月（1月から6月までに申請した場合はその年の6月）までの期間と、保険料の納付期限から2年を経過していない過去期間です。申請全額免除は、継続審査の申請をしておく、年度ごとの申請

書の提出は不要です。

免除された国民年金保険料は、追納申込みをすること、10年間、追納できます。一部免除は、免除されない部分の保険料

国民年金保険料の多段階免除の給付割合
(平成21年度以降の期間)

保険料負担	免除分に応じた特別国庫負担			
	1/2	3/8	1/4	1/8
基礎年金拠出金の1/2 国庫負担	1/2	3/8	1/4	1/8
	1/2	3/8	1/4	1/8
納付	1/4	半額	3/4	全額
	免除	免除	免除	免除
全額給付	7/8	3/4	5/8	1/2
	給付	給付	給付	給付

を納付しなければ、一部免除の部分も免除期間とされません。

2 学生納付特例と納付猶予

国民年金の創設当初は、学生は任意適用でしたが、任意加入しない間に障害を負った場合に、障害基礎年金を受給できないことが問題となり、平成3年度から強制適用となりました。これは、学生であって、本人の所得が半額免除の基準以下の場合に、申請により、国民年金保険料を納付することを要しないとするものです。その代わり、学生は申請免除の適用がありません。申請免除と異なり、世帯主や配偶者の所得要件はありません。承認期間は年度単位です。

一方、「納付猶予制度」は、学生以外の50歳未満の者について、本人と配偶者の前年の所得が、申請全額免除基準以下の場合に、申請により、保険料を納付することを要しないとするもので、令和12年6月までの時限措置の制度です。世帯主の所得要件はありません。納付猶予も、申請全額免除と同様、継続審査の申請ができます。

学生納付特例や納付猶予の適用を受けられ、未納のままと比べて、障害者になった場合に障害基礎年金を受給できますし、10年間、追納が可能となることもメリットです。しかし、免除と異なり、保険料を追納しない限り、老齢基礎年金の給付にはつながりません。



たか はし とし ゆき 高橋 俊之

日本総合研究所特任研究員
(前厚生労働省年金局長)

国民年金保険料の免除と猶予

種 類	所得基準の対象	期 間 等	年 金 給 付	追 納
申請免除	本人・世帯主・配偶者	・7月～翌年6月期間 ・学生は対象外	国庫負担相当分の給付あり	10年間 追納できる
納付猶予	本人・配偶者	・納付猶予は50歳未満		
学生納付特例	本人	4月～翌年3月期間	追納しないと給付に 結びつかない	
	申請免除の所得基準(前年所得)	所得基準のめやす ()は収入		
		4人世帯 夫婦・子2人	2人世帯 夫婦のみ	単身世帯
全額免除 納付猶予	(扶養親族等の数+1)×35万円+32万円	172万円 (257万円)	102万円 (157万円)	67万円 (122万円)
4分の3免除	88万円 + (扶養親族等の数×38万円) + 社会保険料控除額など	202万円 (300万円)	126万円 (191万円)	88万円 (143万円)
半額免除 学生納付特例	128万円 + (扶養親族等の数×38万円) + 社会保険料控除額など	242万円 (357万円)	166万円 (248万円)	128万円 (194万円)
4分の1免除	168万円 + (扶養親族等の数×38万円) + 社会保険料控除額など	282万円 (407万円)	206万円 (305万円)	168万円 (251万円)

※「扶養親族等」は、所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族

※上記の「38万円」は、扶養親族等が、老人控除対象配偶者、老人扶養親族であるときは48万円、特定扶養親族(19歳以上23歳未満)、控除対象扶養親族(16歳以上19歳未満)であるときは63万円

※「めやす」は、控除額により変動する。配偶者は70歳未満、子は16歳未満と仮定。社会保険料控除は考慮していない。「収入」は、給与所得者である場合の年収ベース

3 産前産後期間と育児期間の免除

次世代育成支援のため、平成28年の年金改正法で、国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料が免除され、免除期間は基礎年金が保障されました。厚生年金の保険料は、産前産後休業中は免除されており、これと同様としたものです。

産前産後期間は、出産予定日(出産後に保険

料免除の届出を行った場合は出産日)の前月から4カ月間です。多胎妊娠の場合は3カ月前からの6カ月間です。出産月の翌々月まで免除です。年金額の計算上、保険料納付期間として扱われます。この財源として、令和元年度から、国民年金保険料を月額100円引き上げ、国民年金の被保険者全体で対応しています。

また、本年、子ども家庭庁が提出した「子ども・子育て支援法等改正案」で、国民年金法も改正され、子が1歳になるまでの育児期間における国民年金保険料の免除措置が創設されました。令和8年10月1日からの施行です。

育児休業を取得する被用者と異なり、自営業・フリーランス・無業者等の国民年金第1号被保険者については、育児期間における就業の有無や所得の状況はさまざまであることから、その多様な実態を踏まえ、第1号被保険者全体に対する育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置とし、所得要件や休業要件は設けないとされました。

父母ともに免除の対象で、子を養育することになった日から子が1歳になるまでを対象期間とし、産前産後免除が適用される実母の場合は、産後免除期間に引き続く9カ月が対象期間です。免除期間における基礎年金額については満額が保障されます。この免除措置は、必ずしも所得の減少が生じない者も含めて育児期の被保険者を広く対象とし、社会全体で子育て世代を支える育児支援措置の一環

として実施するため、改正法で新設される「子ども・子育て支援納付金」を財源に充てるとされました。

4 保険料の納付率の上昇

令和4年度末で、国民年金第1号被保険者(任意加入を含む)1,405万人のうち、保険料の納付者が709万人、未納者が89万人です。申請全額免除者は240万人、4分の3免除17万人、半額免除10万人、4分の1免除6万人、法定免除者は143万人、産前産後免除者は1万人です。猶予は学生納付特例者166万人、納付猶予者58万人です。

国民年金保険料の納付率(納付月数を、免除・猶予期間を除く納付対象月数で割ったもの)は、平成22年度には64.5%にまで低下しましたが、10年連続で上昇し、令和2年度分保険料の令和4年度の最終納付率は80.7%に回復しました。

国民年金保険料については、納めやすい環境づくりとして、コンビニ納付とインターネット納付、口座振替割引制度、クレジットカード納付、スマートフォン決済アプリ納付も導入されています。

国民年金第1号被保険者の4割近くは、厚生年金が適用されていない被用者です。厚生年金の適用拡大(勤労者皆保険)を進めることで、低年金・無年金を減らしていくことが重要です。